

相続税申告書入力要領(相続税申告書第 11 表)

○ 第 11 表 相続税がかかる財産の合計表の作成要領等

● 入力の方

- ・ 入力に当たっては、以下の点に留意してください。

(1) 被相続人の氏名は、「申告・申請等基本情報」画面で入力した情報が自動的に表示されるため、修正する場合は、帳票一覧画面の「基本情報変更」ボタンから「申告・申請等基本情報」画面の入力内容を修正してください。

※ 帳票内で修正することもできますが、他の帳票は修正されません。

また、「財産を取得した人の氏名」は、「複写」ボタンから「申告・申請等基本情報」画面で入力した財産取得者の氏名を複写することができます。

(2) 「2 取得財産の価額の合計表」の「② 未分割財産の価額」欄については、未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を入力してください。

【入力例】

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧										
遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。										
遺産の分割状況		分割の日	全部分割				一部分割			
1:全額分割 2:一部分割 3:全額未分割			元号	年	月	日	元号	年	月	日
	1		令和	6	4	1				
財産取得者の一覧										
項番	財産を取得した人の氏名				項番	財産を取得した人の氏名				
1	国税 花子									
2	国税 一郎									
3	国税 幸子									
(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。 2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。										
2 取得財産の価額の合計表										
財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額 (円)	② 未分割財産の価額 (円)	③ 取得財産の価額 (円) (①+②)							
1	333,000,000		333,000,000							
2	222,000,000		222,000,000							
3	111,000,000		111,000,000							

○ 第 11 表の付表 1 相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等)の作成要領等

● 入力の方

- ・ 入力に当たっては、以下の点に留意してください。

(1) 相続や遺贈によって取得した財産(相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。)が土地(土地の上に存する権利を含みます。以下同じです。)又は家屋等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 2 から付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず第 11 の 2 表に入力してください。

(2) 被相続人の氏名は、「申告・申請等基本情報」画面で入力した情報が自動的に表示されるため、修正する場合は、帳票一覧画面の「基本情報変更」ボタンから「申告・申請等基本情報」画面の入力内容を修正してください。

※ 帳票内で修正することもできますが、他の帳票(次葉を除く)は修正されません。

(3) 「細目コード」、「細目」欄

以下のコード表を参照し、入力してください(「細目」欄はコードに対応する細目を入力してください。)

取得した土地 又は家屋等 (細目)	田	畑	宅 地	山 林	その他の土地	家 屋 等
細目コード	11	12	13	14	15	21

(4) 「国外」欄

取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を入力してください。

(5) 「特例」欄

取得した土地又は家屋等について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下のコードを入力してください(コードに該当のない特例を適用する場合は、当該特例の条文番号等を直接入力してください。)

- ・ 租税特別措置法第 69 条の 4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》……………「1」
- ・ 租税特別措置法第 69 条の 5《特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例》……………「2」
- ・ 租税特別措置法第 69 条の 6《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》……「3」
- ・ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条《相続税又は贈与税の計算》……………「4」

(6) 「持分割合」欄

取得した土地又は家屋等について、被相続人が有していた持分割合を入力してください(被相続人が単独所有していた土地又は家屋等については、入力不要です。)

(7) 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表(相続税がかかる財産の合計表)の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を入力してください。

なお、共有等により一つの(同一の)財産を取得した人が 4 名以上の場合は、下記の入力例のとおり入力してください。

【入力例】 ※一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合

財 産 の 明 細							分割が確定した財産		
項番	※コード	細目	所在場所		面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍数		財産を取得した人の番号	取得財産の価額 (円)
	利用区分	国外	上段: (左) 都道府県、(右) 市区町村 中段: 大字・丁目 下段: 地番又は家屋番号		固定資産税評価額 (円)	持分割合			
	特例	備考			価額 (円)				
1	13	宅地	〇〇県	△△市	123.45	100,000		1	3,088,250
		自用地	□□1丁目			/		2	3,088,250
			22番33号		12,345,000		3	3,088,250	
1								4	3,088,250
						/			

一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合、2行目以降を使用して、「項番」欄には同一の数字を入力し、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄に4人目以降の情報を入力してください(2行目以降これら以外の欄は入力不要です)。

○ 第 11 表の付表 2 相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)の作成要領等

● 入力の方法

- ・ 入力に当たっては、以下の点に留意してください。

(1) 相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が有価証券以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 3 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず第 11 の 2 表に入力してください。

(2) 被相続人の氏名は、「申告・申請等基本情報」画面で入力した情報が自動的に表示されるため、修正する場合は、帳票一覧画面の「基本情報変更」ボタンから「申告・申請等基本情報」画面の入力内容を修正してください。

※ 帳票内で修正することもできますが、他の帳票（次葉を除く）は修正されません。

(3) 「細目コード」、「細目」欄

以下のコード表を参照し、入力してください（「細目」欄はコードに対応する細目を入力してください。）。

取得した有価証券（細目）	公債・社債	証券投資信託・貸付信託の受益証券	特定同族会社の株式、出資（配当還元方式）	特定同族会社の株式、出資（その他の方式）	その他の株式、出資
細目コード	44	45	46	47	48

(4) 「国外」欄

取得した有価証券の所在が国外である場合には、「1」を入力してください。

なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されている有価証券については、この欄への入力はありません。

(5) 「特例」欄

取得した有価証券について租税特別措置法第 69 条の 6 《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》の規定を適用する場合は、「3」を入力してください（その他の特例を適用する場合は、当該特例の条文番号等を直接入力してください。）。

(6) 「所在場所等」欄の上段の左の欄及び中段の左の欄

以下のコード表を参照し、入力してください。

金融商品取引業者等の名称	銀行	金庫	組合	農協	証券	左記以外
コード	1	2	3	4	6	7
支店等の名称	本店	支店	本所	支所	出張所	左記以外
コード	1	2	3	4	5	6

(7) 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表(相続税がかかる財産の合計表)の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を入力してください。

なお、共有等により一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合は、下記の入力例のとおり入力してください。

【入力例】※一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合

財 産 の 明 細							分割が確定した財産	
項番	種目コード	細目	所在場所等		数量(株・口・円)	為替(円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	銘柄	国外	<small>上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(銀行等人の所在場所)</small>		単価	価額(円)		
	特例	備考			価額(円)			
1	48	その他の株式、出資	1	△△証券	200	120.00	1	1,500,000
		〇〇.inc.	1	□□支店	250USD		2	1,500,000
		〇〇 〇〇 名義			8,000,000		3	1,500,000
1							4	1,500,000

取得した有価証券を預けていた金融商品取引業者等の証券口座名義が被相続人と異なる場合には、その証券口座名義を入力してください。

一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合、2行目以降を使用して、「項番」欄には同一の数字を入力し、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄に4人目以降の情報を入力してください(2行目以降これら以外の欄は入力不要です。)

○ 第 11 表の付表 3 相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等)の作成要領等

● 入力の方

- ・ 入力に当たっては、以下の点に留意してください。

(1) 相続や遺贈によって取得した財産(相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。)が現金又は預貯金等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 2 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず第 11 の 2 表に入力してください。

(2) 被相続人の氏名は、「申告・申請等基本情報」画面で入力した情報が自動的に表示されるため、修正する場合は、帳票一覧画面の「基本情報変更」ボタンから「申告・申請等基本情報」画面の入力内容を修正してください。

※ 帳票内で修正することもできますが、他の帳票(次葉を除く)は修正されません。

(3) 「口座種別等コード」、「口座種別等」欄

以下のコード表を参照し、入力してください(「口座種別等」欄はコードに対応する口座種別等を入力してください。)

口座種別等	現金	普通預金	当座預金	定期預金	通常貯金
口座種別等 コード	11	12	13	14	15
口座種別等	定額貯金	定期積金	金銭信託	その他	
口座種別等 コード	16	17	18	空欄 ※入力不要です。	

(4) 「国外」欄

取得した預金等の預入れをしていた営業所又は事業所等の所在が国外である場合には、「1」を入力してください。

(5) 「所在場所等」欄の上段の左の欄及び中段の左の欄

以下のコード表を参照し、入力してください。

金融機関等の名称	銀行	金庫	組合	農協	漁協	左記以外
コード	1	2	3	4	5	6
支店等の名称	本店	支店	本所	支所	出張所	左記以外
コード	1	2	3	4	5	6

(6) 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表(相続税がかかる財産の合計表)の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を入力してください。

なお、共有等により一つの(同一の)財産を取得した人が 4 名以上の場合は、下記の入力例のとおり入力してください。

【入力例】 ※一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

財 産 の 明 細						分割が確定した財産	
項番	口座種別等	所在場所等		数量	単価(円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	口座番号	国外	<small>上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)</small>	価額(円)			
備考							
1	12	普通預金	1	□□銀行		1	2,500,000
	1234567		2	△△支店		2	2,500,000
	〇〇商店 名義				10,000,000	3	2,500,000
1						4	2,500,000

取得した預貯金等の口座名義が被相続人と異なる場合(例:「〇〇商店」)には、その口座名義を入力してください。

一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合、2行目以降を使用して、「項番」欄には同一の数字を入力し、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄に4人目以降の情報を入力してください(2行目以降これら以外の欄は入力不要です。)

○ 第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)の作成要領等

● 入力の方

・ 入力に当たっては、以下の点に留意してください。

(1) 相続や遺贈によって取得した財産(相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。)が事業(農業)用財産、家庭用財産及びその他の財産以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1 から付表 3 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず第 11 の 2 表に入力してください。

(2) 被相続人の氏名は、「申告・申請等基本情報」画面で入力した情報が自動的に表示されるため、修正する場合は、帳票一覧画面の「基本情報変更」ボタンから「申告・申請等基本情報」画面の入力内容を修正してください。

※ 帳票内で修正することもできますが、他の帳票(次葉を除く)は修正されません。

(3) 「細目コード」、「細目」欄

以下のコード表を参照し、入力してください(「細目」欄はコードに対応する細目を入力してください。)

取得した財産(細目)	細目コード	取得した財産(細目)	細目コード
機械・器具・農機具・ その他の減価償却資産	31	金 地 金	76
商品・製品・半製品・ 原材料・農産物等	32	生命保険(共済)契約 に関する権利	77
売 掛 金	33	損害保険(建物更生共済) に係る権利	78
その他の事業(農業)用資産	34	暗 号 資 産	79
家 庭 用 財 産	61	同族法人に対する 貸付金、預け金等	80
生命保険金等	71	同族法人以外に対する 貸付金、預け金等	81
立 木	72	配 当 期 待 権	82
退職手当金等	74	そ の 他	73
代 償 財 産	75		

(4) 「特例」欄

取得した財産について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下のコードを入力してください(コードに該当のない特例を適用する場合は、当該特例の条文番号等を直接入力してください。)

・租税特別措置法第 69 条の 5《特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例》……………「2」

・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条《相続税又は贈与税の計算》……………「4」

(5) 「国外」欄

取得した財産の所在が国外である場合には、「1」を入力してください。

(6) 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表(相続税がかかる財産の合計表)の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を入力してください。

なお、共有等により一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合は、下記の入力例①のとおり入力してください。

【入力例①】 ※財産が「立木」であり、一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合

財 産 の 明 細						分割が確定した財産	
項番	種目コード	細目	財産の名称等 財産の所在場所等	数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	特例	国外		単価(円)			
	備考			価額(円)			
1	72	立木	ひのき 65年生	3ha	0.85	1	637,500
					1,000,000	2	637,500
			〇〇県〇〇郡〇〇町 〇〇13番2		2,550,000	3	637,500
1						4	637,500

一つの(同一の)財産を取得した人が4名以上の場合、2行目以降を使用して、「項番」欄には同一の数字を入力し、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄に4人目以降の情報を入力してください(2行目以降これら以外の欄は入力不要です。)

【入力例②】 ※代償財産の場合

財 産 の 明 細						分割が確定した財産	
項番	種目コード	細目	財産の名称等 財産の所在場所等	数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	特例	国外		単価(円)			
	備考			価額(円)			
1	75	代償財産	現金			1	-25,000,000
						2	12,500,000
					0	3	12,500,000

「財産の名称等」欄には他の財産と同様に入力してください。

「価額」欄には「0」を入力してください。

「取得財産の価額」欄には、代償財産を支払う方については、支払う金額にマイナスをつけて入力し、反対に代償財産を受け取る方については、受け取る金額をそのまま入力してください。